

定住自立圏形成協定書 変更協定書

延岡市 高千穂町

平成31年3月20日変更

平成23年3月25日変更

定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市（以下「甲」という。）と高千穂町（以下「乙」という。）は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

- 1 別表第1の①内の協定項目「検診体制の構築」の部を削る。
- 2 別表第1の③に次のように加える。

権利擁護支援体制の充実	取組の内容	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。
	甲の役割	乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。
	乙の役割	甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。

- 3 この協定は、平成31年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 読谷山 洋司



乙 西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地
高千穂町
高千穂町長 甲斐 宗之



定住自立圏形成協定(延岡市、高千穂町)新旧対照表

新		旧		備考欄
別表第1(第3条第1項第1号関係)		別表第1(第3条第1項第1号関係)		
①地域医療	<p>圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。</p> <p>(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。</p> <p>(2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)乙と共同し、医師等の確保を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。</p> <p>(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。</p> <p>(2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。</p> <p>(3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> <p>(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。</p> <p>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)この区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p>	①地域医療	<p>圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。</p> <p>(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。</p> <p>(2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)乙と共同し、医師等の確保を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。</p> <p>(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。</p> <p>(2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。</p> <p>(3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> <p>(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。</p> <p>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)この区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p>	(削除)
①地域医療	<p>圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。</p> <p>(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。</p> <p>(2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)乙と共同し、医師等の確保を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。</p> <p>(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。</p> <p>(2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。</p> <p>(3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> <p>(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。</p> <p>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)この区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p>	①地域医療	<p>圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。</p> <p>(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。</p> <p>(2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)乙と共同し、医師等の確保を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。</p> <p>(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。</p> <p>(2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。</p> <p>(3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> <p>(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。</p> <p>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)この区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p>	(削除)
				(略)

定住自立圏形成協定(延岡市、高千穂町)新旧対照表

	新	旧	備考欄															
<p>③福祉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">障がい者体制の構築</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">取組の内容 甲の役割</td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;">障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を進める。 甲の区域の障がい児者相談支援コーディネーターを活用するなど、障がい児者の相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 また、相談支援窓口の集約化等について、甲と連携、協力しながら共同体制づくりに努める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">権利擁護支援体制の充実</td> <td style="vertical-align: top;">取組の内容 甲の役割 乙の役割</td> <td style="vertical-align: top;">圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</td> <td></td> </tr> </table>	障がい者体制の構築	取組の内容 甲の役割	障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を進める。 甲の区域の障がい児者相談支援コーディネーターを活用するなど、障がい児者の相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 また、相談支援窓口の集約化等について、甲と連携、協力しながら共同体制づくりに努める。		権利擁護支援体制の充実	取組の内容 甲の役割 乙の役割	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。		<p>③福祉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">障がい者体制の構築</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">取組の内容 甲の役割</td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;">障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を進める。 甲の区域の障がい児者相談支援コーディネーターを活用するなど、障がい児者の相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 また、相談支援窓口の集約化等について、甲と連携、協力しながら共同体制づくりに努める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">権利擁護支援体制の充実</td> <td style="vertical-align: top;">取組の内容 甲の役割 乙の役割</td> <td style="vertical-align: top;">圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。</td> <td style="vertical-align: top;">(追加)</td> </tr> </table>	障がい者体制の構築	取組の内容 甲の役割	障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を進める。 甲の区域の障がい児者相談支援コーディネーターを活用するなど、障がい児者の相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 また、相談支援窓口の集約化等について、甲と連携、協力しながら共同体制づくりに努める。		権利擁護支援体制の充実	取組の内容 甲の役割 乙の役割	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。	(追加)	(略)
障がい者体制の構築	取組の内容 甲の役割	障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を進める。 甲の区域の障がい児者相談支援コーディネーターを活用するなど、障がい児者の相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 また、相談支援窓口の集約化等について、甲と連携、協力しながら共同体制づくりに努める。																
権利擁護支援体制の充実	取組の内容 甲の役割 乙の役割	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。																
障がい者体制の構築	取組の内容 甲の役割	障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の相談支援体制や療育体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。 障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を進める。 甲の区域の障がい児者相談支援コーディネーターを活用するなど、障がい児者の相談支援体制の充実強化を図るための取組を進める。 また、相談支援窓口の集約化等について、甲と連携、協力しながら共同体制づくりに努める。																
権利擁護支援体制の充実	取組の内容 甲の役割 乙の役割	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。 乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。 甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。	(追加)															
(略)	(略)	(略)	(略)															